処　分　基　準

令和８年４月１日作成

法　　令　　名：風営適正化法
根　拠　条　項：第26条第２項
処 分 の 概 要：飲食店営業の停止命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 法第46条（方面公安委員会への権限の委任） 令第31条（方面公安委員会への権限の委任）
処　分　基　準： 別紙２のとおり
問　合　せ　先： 北海道警察本部生活安全部保安課風俗係　（電話011-251-0110） 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備　　考：

別紙２

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

（用語の意義）

１　この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

⑴　「取消し」とは、法第26条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。

⑵　「営業停止命令」とは、法第26条、第30条第１項若しくは第３項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第31条の25、第34条第２項、第35条、第35条の２又は第35条の４第２項若しくは第４項第２号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。

⑶　「営業廃止命令」とは、法第30条第２項、第31条の５第２項、第31条の６第２項第３号又は第31条の15第２項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

⑷　「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号、第31条の14、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号、第31条の24、第34条第１項又は第35条の４第１項若しくは第４項第１号の規定に基づき、指示をすることをいう。

⑸　「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第３条第２項（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第１項、第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号、第31条の15第１項、第31条の20、第31条の21第２項第２号、第35条若しくは第35条の２に掲げる罪に当たる違法な行為（２において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは令第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

（複数の営業所に係る営業停止命令等）

２　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の一の営業所における法令等の違反について、当該営業所に係る営業の停止等を命ずる場合、同様の違反が他の営業所においても行われる蓋然性が高く、かつ、指示によっては法の目的を達成するには十分でないと考えられるときには、当該違反の事実を根拠として、当該他の営業所に関しても営業の停止等を命ずることができる。

（指示処分との関係）

3　風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令（法第26条第２項及び第31条の25第２項の規定に基づくものを除き、風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る命令等を含む。以下同じ。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分（風俗営業又は特定遊興飲食店営業に関する複数の営業所に係る指示処分を含む。以下同じ。）を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第３条第２項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。

⑴　同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、指導や警告を無視し、又は複数の法令違反行為を行うなど指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

⑵　指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

⑶　罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

⑷　短期20日以上の量定に相当する処分事由（法に基づく条例の違反に係る処分事由であって各都道府県において短期20日以上の量定が定められているものを含む。）に当たる法令違反行為が行われた場合

⑸　⑴から⑷までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

（量定）

4　取消し又は営業停止命令（法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

⑴　風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業

Ａ　風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては、６月の営業停止命令。

Ｂ　40日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、３月。

Ｃ　20日以上６月以下の営業停止命令。基準期間は、40日。

Ｄ　10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日（別表第１の１の事項の表第36号に掲げる遊技機変更届出義務違反にあっては基準期間１月）。

Ｅ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。
Ｆ　５日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、７日。
Ｇ　営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）
Ｈ　５日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、Ｄの事項からＧの事項までに掲げる区分の基準に準じて行う。

⑵　店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

Ａ　８月の営業停止命令
Ｂ　２月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、４月。
Ｃ　１月以上８月以下の営業停止命令。基準期間は、２月。
Ｄ　20日以上４月以下の営業停止命令。基準期間は、１月。
Ｅ　10日以上２月以下の営業停止命令。基準期間は、20日。
Ｆ　５日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

（取消し）

５　取消しは、量定がＡである処分事由がある場合及び11前段に定める場合のほか、４及び８から11までに定めるところにより、量定の長期が６月に達した場合で、12⑵アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

（営業廃止命令）

６　営業廃止命令は、４及び８から11までに定めるところにより、量定の長期が８月に達した場合で、12⑵アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

（情状による軽減）

７　取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、２月以上６月以下の営業停止命令とする。

（営業停止命令の併合）

８　処分事由に当たる法令違反行為が２以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

（複数の営業所に係る営業停止命令の処理）

9　二以上の営業所を有する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に関して、一の営業所における法令違反行為を処分事由として他の営業所に係る営業停止命令を行おうとするとき、当該他の営業所に関しても別の法令違反行為に基づく営業停止命令を行おうとしている場合には、当該法令違反行為が一の営業所における法令違反行為と同種の法令違反行為であるか否かを問わず、これらの法令違反行為は８に定めるところにより、併合される。他方で、同一の営業者が営む複数の営業所への客引き行為など、一つの法令違反行為が複数の営業所に係る法令違反行為となる場合には、それぞれの営業所に関する一つの法令違反行為として、併合することなく営業停止命令を行うものとする。

（観念的競合）

10　２以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

11　最近１年間に２月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

　また､最近３年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は､その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について４及び７から10までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近３年間に営業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし､その長期は､法定の期間を超えることができない。

（営業停止命令に係る期間の決定）

12　営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

⑴　原則として、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて６月又は８月とする。

　また、量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、４に定める基準期間（８又は９前段に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、10に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、11後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

⑵　量定がＡに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、⑴にかかわらず、情状により、４及び７から11までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がＡに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として⑴前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　最近３年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　最近３年間に同一の処分事由による営業停止命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第10条第１項第１号の規定による許可証の返納をしたこと（廃業について相当な理由がある場合を除く。）。

(ｳ)　指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ｴ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｵ)　従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(ｶ)　悔悛の情が見られないこと。

(ｷ)　付近の住民からの苦情が多数あること。

(ｸ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ｹ)　16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ　処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ｱ)　他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(ｲ)　営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ｳ)　最近３年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。

(ｴ)　具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。

⑶　法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づく取消しに伴う場合は６月、法第30条第２項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は８月とし、法第26条第１項、第30条第１項又は第31条の25第１項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

⑷　一の営業所に関する法令違反行為について、当該営業所のほか、他の営業所に関しても営業停止を命ずる場合、これらの営業停止の期間は、必ずしも同一である必要はなく、営業所ごとに過去の違反歴等の個別具体の事情に応じて決定される。

（営業停止等命令と他の行政処分との関係）

13　取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第２項、第30条第３項又は第31条の25第２項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

14　営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

第１　風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第26条第１項）

１　法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　無許可風俗営業	法第３条第１項、第49条第１号	A
⑵　不正の手段による風俗営業の許可の取得	法第３条第１項、第49条第２号	A
⑶　許可申請書等虚偽記載	法第５条第１項、第55条第１号	E
⑷　許可証亡失・滅失届出義務違反	法第５条第４項	G
⑸　許可証等掲示義務違反	法第６条、第56条第１号	G
⑹　不正の手段による風俗営業の相続承認の取得	法第７条第１項、第49条第２号	A
⑺　不正の手段による風俗営業の合併承認の取得	法第７条の２第１項、第49条第２号	A
⑻　不正の手段による風俗営業の分割承認の取得	法第７条の３第１項、第49条第２号	A
⑼　相続承認時許可証書換え義務違反	法第７条第５項、第56条第２号	G
⑽　合併承認時許可証書換え義務違反	法第７条の２第３項（第７条第５項）、第56条第２号	G
⑾　分割承認時許可証書換え義務違反	法第７条の３第３項（第７条第５項）、第56条第２号	G
⑿　構造・設備の無承認変更、不正の手段による変更に係る承認の取得	法第９条第１項、第51条第１項第１号・第２号	A
⒀　変更届出義務違反	法第９条第３項、第56条第３号	F
⒁　変更届出に係る許可証書換え義務違反	法第９条第４項	G
⒂　特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	法第９条第５項後段、第55条第２号	E
⒃　許可証返納義務違反	法第10条第１項第３号、第56条第４号	G

⑰　不正の手段による特例風俗営業者の認定の取得	法第10条の２第１項、第51条第１項第３号	B
⑱　認定申請書等虚偽記載	法第10条の２第２項、第55条第３号	E
⑲　認定証亡失・滅失届出義務違反	法第10条の２第５項	G
⑳　認定証返納義務違反	法第10条の２第７項第２号・第３号、第56条第５号	F
㉑　名義貸し禁止違反	法第11条、第49条第３号	A
㉒　構造・設備維持義務違反	法第12条	D
㉓　営業時間制限違反	法第13条第１項・第２項	C
㉔　迷惑行為防止措置義務違反	法第13条第３項	D
㉕　苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	法第13条第４項	D
㉖　照度規制違反	法第14条	E
㉗　騒音・振動規制違反	法第15条	D
㉘　広告・宣伝規制違反	法第16条	D
㉙　料金表示義務違反	法第17条	C
㉚　年少者立入禁止表示義務違反	法第18条	C
㉛　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第18条の２	D
㉜　客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反	法第18条の３	B
㉝　遊技料金等規制違反	法第19条	D
㉞　遊技機規制違反	法第20条第１項	B
㉟　遊技機の無承認変更、不正の手段による遊技機の変更に係る承認の取得	法第20条第10項（第９条第１項）、第51条第１項第１号・第２号	A

㊱　遊技機変更届出義務違反	法第20条第10項（第９条第３項第２号)、第56条第３号	D
㊲　条例の遵守事項違反	法第21条に基づく条例	H
㊳　客引き禁止違反	法第22条第１項第１号、第53条第１号	B
㊴　客引き準備行為禁止違反	法第22条第１項第２号、第53条第１号	B
㊵　年少者接待業務従事禁止違反	法第22条第１項第３号、第51条第１項第４号	A
㊶　年少者接客業務従事禁止違反	法第22条第１項第４号、第51条第１項第４号	A
㊷　年少者の立ち入らせ禁止違反	法第22条第１項第５号、第51条第１項第４号、第22条第２項に基づく条例	B
㊸　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第22条第１項第６号、第51条第１項第４号	B
㊹　接待飲食営業を営む者の禁止行為違反	法第22条の２、第53条第２号	B
㊺　現金等提供禁止違反	法第23条第１項第１号、第53条第３号	B
㊻　賞品買取り禁止違反	法第23条第１項第２号、第53条第３号	B
㊼　遊技球等持ち出し禁止違反	法第23条第１項第３号、第23条第３項、第55条第４号	E
㊽　遊技球等保管書面発行禁止違反	法第23条第１項第４号、第23条第３項、第55条第４号	E
㊾　賞品提供禁止違反	法第23条第２項、第53条第４号	C
㊿　管理者選任義務違反	法第24条第１項、第55条第５号	E

⑸1　管理者講習受講義務違反	法第24条第７項	G
⑸2　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（風俗営業者が違反）	法第28条第１項・第２項に基づく条例、第49条第５号・第６号	A
⑸3　無許可特定遊興飲食店営業（風俗営業者が違反）	法第31条の22、第50条第４号	A
⑸4　従業者名簿備付け記載義務違反	法第36条、第54条第３号	D
⑸5　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の２第１項、第54条第４号	D
⑸6　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の２第２項、第54条第５号	D
⑸7　報告・資料提出義務違反	法第37条第１項、第54条第６号	D
⑸8　立入りの拒否、妨害、忌避	法第37条第２項、第38条の２第１項、第54条第７号	D

２　他の法令の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A

⑵　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
⑶　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法という。」）第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑷　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑸　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 イ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（アの事項に該当するものを除く。）		D
⑹　前号に規定する手段によって、客に前号アの事項からウの事項までに掲げる役務（前号イの事項に掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること、又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
⑺　売春防止法（昭和31年法律第118号）第２章の罪に当たる違法な行為		A

⑻　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑼　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑽　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号）第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑾　労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑿　職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条の罪に当たる違法な行為		A
⒀　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⒁　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⒂　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E

⑯　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
⑰　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑱　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
⑲　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
⑳　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉑　覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
㉒　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B

㉓　あへん法（昭和29年法律第71号）第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
㉔　競馬法（昭和23年法律第158号）第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉕　自転車競技法（昭和23年法律第209号）第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉖　小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉗　モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉘　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉙　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
㉚　関税法（昭和29年法律第61号）第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第１項・第２項	A
㉛　電波法（昭和25年法律第131号）第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
㉜　無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年法律第101号）第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第５条、第６条、第７条	D
㉝　当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第１項第１号	D

⑶④　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第２項	F
⑶⑤　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項	D
⑶⑥　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
⑶⑦　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
⑶⑧　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第２項	F
⑶⑨　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
⑷⓪　軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第２条	F
⑷①　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第３項、第59条第１項、第60条、第61条、第81条第１項第１号、第81条第２項、第82条	D

⑷2　興行場法（昭和23年法律第137条）第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第５条第１項､第６条、第８条第１号	D
⑷3　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項（営業の許可)、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等)の規定に違反し､又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第７条第１項､第８条、第10条第１号、第11条第１号	D
⑷4　公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１号	D
⑷5　道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第２項第７号	E
⑷6　建築基準法（昭和25年法律第201号）第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第９条第１項・第10項前段	D
⑷7　消防法（昭和23年法律第186号）第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等)、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号(消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第17条の４第１項・第２項	D
⑷8　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第１項第14号、第25条第２項	D
⑷9　その他の法令の規定に違反する行為		H

３　法に基づく処分又は条件に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	法第16条、第25条	B
⑵　客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制違反に対する指示処分違反	法第18条の３、第25条	B
⑶　前２号以外の指示処分違反	法第25条	C
⑷　営業停止命令違反	法第26条第１項、第49条第４号	A
⑸　許可の条件違反	法第３条第２項	C

第２　店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第30条第１項）

１　法に規定する罪（法第49条第５号及び第６号の罪を除く。）に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　営業届出義務違反の罪	法第27条第１項・第３項、第53条第５号・第６号	B
⑵　営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第27条第２項・第３項、第55条第６号	E
⑶　広告・宣伝の禁止違反の罪	法第27条の２、第54条第１号	C
⑷　広告・宣伝の方法違反の罪	法第28条第５項、第54条第２号	C
⑸　客引き禁止違反の罪	法第28条第12項第１号、第53条第１号	B
⑹　客引き準備行為禁止違反の罪	法第28条第12項第２号、第53条第１号	B
⑺　年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第28条第12項第３号、第51条第１項第５号	A
⑻　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	法第28条第12項第４号、第51条第１項第５号	B

⑼　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第28条第12項第５号、第51条第１項第５号	B
⑽　いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（第２条第６項第１号又は第２号の営業）	法第28条第13項、第53条第７号	B
⑾　標章破壊等禁止違反の罪	法第31条第４項、第56条第６号	E
⑿　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第36条、第54条第３号	D
⒀　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第36条の２第１項、第54条第４号	D
⒁　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第36条の２第２項、第54条第５号	D
⒂　報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第１項、第54条第６号	D
⒃　立入りの拒否、妨害、忌避の罪	法第37条第２項、第38条の２第１項、第54条第７号	D

２　法第30条第１項に掲げる罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A

⑵　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑶　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑷　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑸　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑹　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑺　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑻　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑼　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑿　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A

⑬　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑭　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A

３　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
⑵　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア　法第２条第６項第１号又は第２号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務 イ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ　令第５条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務		D
⑶　前号に規定する手段によって、客に前号アの事項からウの事項までに掲げる役務（前号イの事項に掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること、又は法第２条第６項第５号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
⑷　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑸　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人		B

に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
⑹　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
⑺　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑻　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑼　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑽　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑾　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑿　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D

４　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定

⑴　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第27条第５項、第29条	C
⑵　営業時間制限違反に対する指示処分違反	法第28条第４項に基づく条例、第29条	C
⑶　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第28条第８項、第29条	C
⑷　広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第28条第９項、第29条	C
⑸　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	法第28条第10項、第29条	C
⑹　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第28条第11項（第18条の２）、第29条	C
⑺　前各号以外の指示処分違反	法第29条	C
⑻　営業停止命令違反	法第30条第１項、第49条第４号	A

第３　無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の５第１項、第31条の６第２項第２号）

１　法に規定する罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反）	法第28条第１項・第２項に基づく条例、第49条第５号・第６号	A
⑵　営業届出義務違反の罪	法第31条の２第１項・第３項、第53条第５号・第６号	B
⑶　営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の２第２項・第３項、第55条第６号	E
⑷　広告・宣伝の禁止違反の罪	法第31条の２の２、第54条第１号	C
⑸　広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の３第１項（第28条第５項）、第54条第２号	C

⑹　いわゆるスカウトバックの禁止違反の罪（第２条第７項第１号の営業）	法第31条の３第１項（第28条第13項）、第53条第７号	B
⑺　禁止区域内営業の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第１項）、第49条第５号	A
⑻　禁止地域内営業の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第２項）に基づく条例、第49条第６号	A
⑼　客引き禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第12項第１号）、第53条第１号	B
⑽　客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第12項第２号）、第53条第１号	B
⑾　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第12項第４号）、第51条第１項第５号	B
⑿　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第12第５号）、第51条第１項第５号	B
⒀　年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第31条の３第３項第１号、第51条第１項第６号	A
⒁　標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	法第31条の５第３項（第31条第４項）、第31条の６第３項（第31条第４項）、第56条第６号	E
⒂　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第36条、第54条第３号	D
⒃　接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	法第36条の２第１項、第54条第４号	D
⒄　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	法第36条の２第２項、第54条第５号	D
⒅　報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第１項、第54条第６号	D
⒆　立入りの拒否、妨害、忌避の罪	法第37条第２項、第38条の２第１項、第54条第７号	D

２　法第31条の５第１項及び第31条の６第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑶　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑷　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑸　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑹　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑺　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B

⑻　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑼　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑿　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの		A
⒀　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒁　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A

３　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
⑵　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑶　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条		B

若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
⑷　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
⑸　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑹　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑺　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑻　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑼　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑽　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑾　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して法第２条第７項第１		D

号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為		
⑿　前号に規定する手段によって、客に前号に規定する役務の提供を受けること又は法第２条第７項第２号に掲げる営業に係る令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D

４　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の２第５項、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑵　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第31条の３第１項（第18条の２第１項）、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑶　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第31条の３第１項（第28条第８項）、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑷　広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の３第１項（第28条第９項）、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑸　営業時間制限違反に対する指示処分違反（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第４項）に基づく条例、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑹　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反（受付所営業）	法第31条の３第２項（第28条第10項）、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑺　年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の３第３項第２号、第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C

⑻　前各号以外の指示処分違反	法第31条の４第１項、第31条の６第２項第１号	C
⑼　営業停止命令等違反	法第31条の５第１項・第２項、第31条の６第２項第２号・第３号、第49条第４号	A

第４　店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の15第１項）

１　法に規定する罪（法第50条第１号及び第２号の罪を除く。）に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　営業届出義務違反の罪	法第31条の12第１項・第２項（第27条第３項）、第53条第５号・第６号	B
⑵　営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の12第２項（第27条第２項・第３項）、第55条第６号	E
⑶　広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の13第１項（第28条第５項）、第54条第２号	C
⑷　客引き禁止違反の罪	法第31条の13第２項第１号、第53条第１号	B
⑸　客引き準備行為禁止違反の罪	法第31条の13第２項第２号、第53条第１号	B
⑹　年少者接客業務従事禁止違反の罪	法第31条の13第２項第３号、第51条第１項第８号	A
⑺　年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	法第31条の13第２項第４号、第51条第１項第８号	B
⑻　年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	法第31条の13第２項第５号、第51条第１項第８号	B
⑼　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	法第31条の13第２項第６号、第51条第１項第８号	B
⑽　標章破壊等禁止違反の罪	法第31条の16第４項、第56条第６号	E

⑾　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第36条、第54条第３号	D
⑿　報告・資料提出義務違反の罪	法第37条第１項、第54条第６号	D
⒀　立入りの拒否、妨害、忌避の罪	法第37条第２項、第38条の２第１項、第54条第７号	D

２　法第31条の15第１項に掲げる罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑶　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑷　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑸　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A

⑹　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑺　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑻　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑼　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑿　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの		A
⒀　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒁　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A

３　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限		B

る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		
⑵　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑶　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
⑷　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
⑸　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑹　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑺　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑻　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D

⑼　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑽　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D

４　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の12第２項（第27条第５項）、第31条の14	C
⑵　営業時間制限違反に対する指示処分違反	法第31条の13第１項（第28条第４項）に基づく条例、第31条の14	C
⑶　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第31条の13第１項（第28条第８項）、第31条の14	C
⑷　広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第１項（第28条第９項）、第31条の14	C
⑸　年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第１項（第28条第10項）、第31条の14	C
⑹　年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の13第２項第７号、第31条の14	C
⑺　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	法第31条の13第３項、第31条の14	C
⑻　前各号以外の指示処分違反	法第31条の14	C
⑼　営業停止命令違反	法第31条の15第１項、第50条第３号	A

第５　無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の20、第31条の21第２項第２号）

１　法に規定する罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　営業届出義務違反の罪	法第31条の17第１項・第２項	B

	（第31条の２第３項）、第53条第５号・第６号	
⑵　営業廃止・変更届出義務違反の罪	法第31条の17第２項（第31条の２第２項・第３項）、第55条第６号	E
⑶　広告・宣伝の方法違反の罪	法第31条の18第１項（第28条第５項）、第54条第２号	C
⑷　年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	法第31条の18第２項第１号、第51条第１項第９号	B
⑸　従業者名簿備付け記載義務違反の罪	法第36条、第54条第３号	D
⑹　報告・資料提出義務違反	法第37条第１項、第54条第６号	D

２　法第31条の20及び第31条の21第２項第２号に掲げる罪に当たる違法な行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A

⑶　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑷　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑸　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑹　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑺　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑻　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑼　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑾　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑿　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの		A
⒀　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B

⑭　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A

３　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為		B
⑵　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑶　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
⑷　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
⑸　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑹　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪		D

に当たる違法な行為		
⑺　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑻　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑼　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
⑽　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D

４　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の17第２項（第31条の２第５項）、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑵　清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	法第31条の18第１項（第28条第８項）、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑶　広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反	法第31条の18第１項（第28条第９項）、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑷　年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	法第31条の18第２項第２号、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑸　年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	法第31条の18第３項、第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑹　前各号以外の指示処分違反	法第31条の19第１項、第31条の21第２項第１号	C
⑺　営業停止命令違反	法第31条の20、第31条の21第２項第２号、第50条第３号	A

第６　特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令（法第31条の25）

１　法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　無許可風俗営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	法第３条第１項、第49条第１号	A
⑵　営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（特定遊興飲食店営業者が違反）	法第28条第１項・第２項に基づく条例、第49条第５号・第６号	A
⑶　無許可特定遊興飲食店営業	法第31条の22、第50条第４号	A
⑷　不正の手段による特定遊興飲食店営業の許可の取得	法第31条の22、第50条第５号	A
⑸　許可申請書等虚偽記載	法第31条の23（第５条第１項）、第55条第１号	E
⑹　許可証亡失・滅失届出義務違反	法第31条の23（第５条第４項）	G
⑺　許可証等掲示義務違反	法第31条の23（第６条）、第56条第１号	G
⑻　不正の手段による特定遊興飲食店営業の相続承認の取得	法第31条の23（第７条第１項）、第50条第５号	A
⑼　相続承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23（第７条第５項）、第56条第２号	G
⑽　不正の手段による特定遊興飲食店営業の合併承認の取得	法第31条の23（第７条の２第１項）、第50条第５号	A
⑾　合併承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23（第７条の２第３項（第７条第５項））、第56条第２号	G
⑿　不正の手段による特定遊興飲食店営業の分割承認の取得	法第31条の23（第７条の３第１項）、第50条第５号	A
⒀　分割承認時許可証書換え義務違反	法第31条の23（第７条の３第３項（第７条第５項））、第56条第２号	G

⑭　構造・設備の無承認変更、不正の手段による変更に係る承認の取得	法第31条の23（第９条第１項）、第51条第１項第１号・第２号	A
⑮　変更届出義務違反	法第31条の23（第９条第３項）、第56条第３号	F
⑯　変更届出に係る許可証書換え義務違反	法第31条の23（第９条第４項）	G
⑰　特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	法第31条の23（第９条第５項後段）、第55条第２号	E
⑱　許可証返納義務違反	法第31条の23（第10条第１項第３号）、第56条第４号	G
⑲　不正の手段による特例特定遊興飲食店営業者認定の取得	法第31条の23（第10条の２第１項）、第51条第１項第３号	B
⑳　認定申請書等虚偽記載	法第31条の23（第10条の２第２項）、第55条第３号	E
㉑　認定証亡失・滅失届出義務違反	法第31条の23（第10条の２第５項）	G
㉒　認定証返納義務違反	法第31条の23（第10条の２第７項第２号･第３号）、第56条第５号	F
㉓　名義貸し禁止違反	法第31条の23（第11条）、第50条第６号	A
㉔　構造・設備維持義務違反	法第31条の23（第12条）	D
㉕　営業時間制限違反	法第31条の23（第13条第２項）	C
㉖　迷惑行為防止措置義務違反	法第31条の23（第13条第３項）	D
㉗　苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	法第31条の23（第13条第４項）	D
㉘　照度規制違反	法第31条の23（第14条）	E
㉙　騒音・振動規制違反	法第31条の23（第15条）	D
㉚　年少者立入禁止表示義務違反	法第31条の23（第18条）	G

⑶1　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第31条の23（第18条の２）	D
⑶2　条例の遵守事項違反	法第31条の23（第21条）に基づく条例	H
⑶3　客引き禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第１号）、第53条第１号	B
⑶4　客引き準備行為禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第２号）、第53条第１号	B
⑶5　年少者接客業務従事禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第４号）、第51条第１項第４号	A
⑶6　年少者の立ち入らせ禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第５号）、第51条第１項第４号	B
⑶7　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第31条の23（第22条第１項第６号）、第51条第１項第４号	B
⑶8　管理者選任義務違反	法第31条の23（第24条第１項）、第55条第５号	E
⑶9　管理者講習受講義務違反	法第31条の23（第24条第７項）	G
⑷0　従業者名簿備付け記載義務違反	法第36条、第54条第３号	D
⑷1　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の２第１項、第54条第４号	D
⑷2　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の２第２項、第54条第５号	D
⑷3　報告・資料提出義務違反	法第37条第１項、第54条第６号	D
⑷4　立入りの拒否、妨害、忌避	法第37条第２項、第38条の２第１項、第54条第７号	D

２　他の法令の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定

⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
⑶　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑷　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑸　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 イ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務		D

ウ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（アの事項に該当するものを除く。）		
⑹　前号に規定する手段によって、客に前号アの事項からウの事項までに掲げる役務（前号イの事項に掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること、又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
⑺　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑻　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑼　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑽　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑾　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑿　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⒀　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⒁　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当		B

たる違法な行為		
⑮　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
⑯　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
⑰　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑱　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C
⑲　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
⑳　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉑　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
㉒　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は		B

第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
㉓　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
㉔　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉕　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉖　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉗　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉘　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉙　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
㉚　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第１項・第２項	A
㉛　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
㉜　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第５条、第６条、第７条	D
㉝　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第１項第１号	D

⑶④　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第２項	F
⑶⑤　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項	D
⑶⑥　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
⑶⑦　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
⑶⑧　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第２項	F
⑶⑨　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
⑷⓪　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第２条	F
⑷①　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第３項、第59条第１項、第60条、第61条、第81条第１項第１号、第81条第２項、第82条	D
⑷②　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停	興行場法第５条第１項､第６条、第８条第１号	D

止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為		
⑷3　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第７条第１項､第８条、第10条第１号、第11条第１号	D
⑷4　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１号	D
⑷5　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第２項第７号	E
⑷6　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第９条第１項・第10項前段	D
⑷7　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第５条第１項、第５条の２第１項、第５条の３第１項、第17条の４第１項・第２項	D
⑷8　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第１項第14号、第25条第２項	D
⑷9　その他の法令の規定に違反する行為		H

３　法に基づく処分又は条件に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　指示処分違反	法第31条の24	C

⑵　営業停止命令違反	法第31条の25第１項、第50条第３号	A
⑶　許可の条件違反	法第31条の23（第３条第２項）	C

第７　飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第２項）

１　法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　無許可風俗営業（飲食店営業者が違反）	法第３条第１項、第49条第１号	A
⑵　無許可特定遊興飲食店営業（飲食店営業者が違反）	法第31条の22、第50条第４号	A
⑶　構造・設備維持義務違反	法第32条第１項	D
⑷　照度規制違反	法第32条第２項（第14条）	E
⑸　騒音・振動規制違反	法第32条第２項（第15条）	D
⑹　客引き禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第１号）、第53条第１号	B
⑺　客引き準備行為禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第２号）、第53条第１号	B
⑻　年少者接客業務従事禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第４号）、第51条第１項第４号	A
⑼　年少者の立ち入らせ禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第５号）、第51条第１項第４号	B
⑽　二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	法第32条第３項（第22条第１項第６号）、第51条第１項第４号	B
⑾　深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	法第33条第１項・第３項、第55条第６号	E
⑿　深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	法第33条第２項・第３項、第56条第３号	F

⑬　深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	法第33条第４項に基づく条例、第51条第１項第10号	B
⑭　接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	法第33条第６項（第18条の２）	D
⑮　従業者名簿備付け記載義務違反	法第36条、第54条第３号	D
⑯　接客従業者の生年月日等の確認義務違反	法第36条の２第１項、第54条第４号	D
⑰　接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	法第36条の２第２項、第54条第５号	D
⑱　報告・資料提出義務違反	法第37条第１項、第54条第６号	D
⑲　立入りの拒否、妨害、忌避	法第37条第２項、第38条の２第１項、第54条第７号	D

２　他の法令の規定に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑵　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、		B

第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		
⑶　組織的犯罪処罰法第３条第１項（第５号又は第６号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑷　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）、第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）又は第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑸　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 ア　個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 イ　令第２条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ウ　面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（アの事項に該当するものを除く。）		D
⑹　前号に規定する手段によって、客に前号アの事項からウの事項までに掲げる役務（前号イの事項に掲げる役務にあっては、令第２条第３号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること、又は令第４条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
⑺　売春防止法第２章の罪に当たる違法な行為		A
⑻　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A
⑼　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B

⑽　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⑾　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⑿　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⒀　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⒁　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⒂　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第１号から第４号の２まで又は第８号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		E
⒃　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
⒄　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒅　出入国管理及び難民認定法第74条第１項、第２項若しくは第３項、第74条の２第１項若しくは第２項、第74条の３、第74条の４第１項、第２項若しくは第３項、第74条の５、第74条の６又は第74条の８第１項、第２項若しくは第３項の罪に当たる違法な行為		C

⑲　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
⑳　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉑　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
㉒　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B
㉓　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
㉔　競馬法第30条第３号又は第31条第１号の罪に当たる違法な行為		D
㉕　自転車競技法第56条第２号又は第57条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉖　小型自動車競走法第61条第２号又は第62条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉗　モーターボート競走法第65条第２号又は第66条第２号の罪に当たる違法な行為		D

㉘　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第２号の罪に当たる違法な行為		D
㉙　刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
㉚　関税法第69条の11第１項の規定（第１号及び第７号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第１項・第２項	A
㉛　電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
㉜　無限連鎖講の防止に関する法律第３条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第５条、第６条、第７条	D
㉝　当せん金付証票法第６条第７項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第１項第１号	D
㉞　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第１項又は第２項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第２項	F
㉟　二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第１条第３項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第３条第１項	D
㊱　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第１条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第３条第１項若しくは第２項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
㊲　二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第５条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
㊳　酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第１項若しくは第３項又は第５条第２項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第４条第２項	F

⑶⑼　動物の愛護及び管理に関する法律第44条第１項、第２項又は第３項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
⑷⑽　軽犯罪法第１条第４号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第３条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第２条	F
⑷⑴　食品衛生法第６条若しくは第55条第１項の規定に違反し、又は同法第81条第１項第３号若しくは第83条第４号若しくは第５号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第３項、第59条第１項、第60条、第61条、第81条第１項第１号、第81条第２項、第82条	D
⑷⑵　興行場法第２条第１項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	興行場法第５条第１項､第６条、第８条第１号	D
⑷⑶　旅館業法第３条第１項（営業の許可）、第５条（宿泊をさせる義務）若しくは第６条第１項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第２号（営業停止命令違反）若しくは第11条第２号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第７条第１項､第８条、第10条第１号、第11条第１号	D
⑷⑷　公衆浴場法第２条第１項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第８条第２号（営業停止命令違反）若しくは第９条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１号	D
⑷⑸　道路交通法第77条第１項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第２項第７号	E
⑷⑹　建築基準法第98条第１項第１号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第９条第１項・第10項前段	D
⑷⑺　消防法第39条の２の２（防火対象物の使用	消防法第５条第１項、第５条の	D

禁止命令違反等)、第39条の３の２（防火対象物の改修命令違反等)、第41条第１項第１号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第５号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	２第１項、第５条の３第１項、第17条の４第１項・第２項	
⑱　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第１項第14号、第25条第２項	D
⑲　その他の法令の規定に違反する行為		H

３　法に基づく処分に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　指示処分違反	法第34条第１項	C
⑵　営業停止命令違反	法第34条第２項、第50条第３号	A

第８　興行場営業（法第２条第６項第３号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（法第35条）

１　法に規定する罪

処分事由	関係条項	量定
⑴　刑法第174条又は第175条の罪		A
⑵　児童買春・児童ポルノ法第７条第２項から第８項までの罪		A
⑶　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B

第９　特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第35条の２）

１　法に規定する罪

処分事由	関係条項	量定

⑴　刑法第175条の罪		A
⑵　児童買春・児童ポルノ法第７条第２項から第８項までの罪		A
⑶　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B

第10　接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令（法第35条の４第２項、同条第４項第２号）

１　政令で定める重大な不正行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　毒物及び劇物取締法第24条の２第１号の罪に当たる違法な行為		D
⑵　覚醒剤取締法第41条の２（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の３（同法第19条若しくは第20条第２項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第３項に係る部分に限る。）、第41条の４（同法第30条の７、第30条の９第１項（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		B
⑶　麻薬及び向精神薬取締法第64条の２（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の３（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の２（同法第27条第１項、第３項又は第４項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の４、第68条の２、第69条第５号、第69条の５又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		B

⑷　あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の３又は第55条第１号の罪に当たる違法な行為		B
⑸　刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の２（第３項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条の３、第227条第１項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２又は第226条の３の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第３項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の２、第226条の３又は第227条第１項若しくは第３項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑹　刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第２項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
⑺　組織的犯罪処罰法第３条（第１項第９号に係る部分に限る。）又は第４条（同法第３条第１項第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⑻　組織的犯罪処罰法第６条（第１項第２号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⑼　売春防止法第２章（第５条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為		A
⑽　児童買春・児童ポルノ法第４条から第６条まで、第７条第２項から第８項まで又は第８条の罪に当たる違法な行為		A

⑾　児童買春・児童ポルノ法第７条第１項の罪に当たる違法な行為		B
⑿　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第２条から第６条までの罪に当たる違法な行為		B
⒀　労働基準法第117条、第118条第１項（同法第６条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第１号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為		A
⒁　職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
⒂　児童福祉法第60条第１項又は第２項（同法第34条第１項第５号、第７号又は第９号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
⒃　児童福祉法第60条第２項（同法第34条第１項第４号の３に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
⒄　出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為であって、法第２条第13項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
⒅　前号以外の出入国管理及び難民認定法第73条の２第１項の罪に当たる違法な行為		B
⒆　労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A

２　法の規定による指示に違反する行為

処分事由	関係条項	量定
⑴　受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	法第35条の３第１号・第２号、第35条の４第１項・第４項第１号	C

凡例

「風営適正化法」、「法」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

「風営適正化法施行令」、「令」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）

「風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令」、「添付書類府令」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第１号）

「風営適正化法施行規則」、「規則」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号）

「条例」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）

「条例規則」
：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年北海道公安委員会規則第１号）